

## 【産業廃棄物とは?】

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生する廃棄物の内、下表に示す20種類の廃棄物のことをいいます。

種類	具 体 例
(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
(2) 汚泥	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥など
(3) 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液などすべてのアルカリ性廃液
(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
(8) 金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
(9) ガラスくず、コンクリートくず および陶磁器くず	ガラス類（板ガラスなど）、製品の製造過程などで生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、陶磁器くずなど
(10) 鉱さい	鉛物廃砂、電炉など溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
(11) がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの
(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品貿易業から生ずる木材片、おがくず、バーク類など、貨物の流通のために使用したパレットなど
(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
(16) 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獸のあらなどの固形状の不要物
(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどのふん尿
(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどの死体
(20)	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの (例えはコンクリート固型化物)